会 廃棄物処理の基本原則:事業者の処理責任

事業活動に伴い発生する廃棄物は、事業者自らが責任をもって適正に処理しなければなりません。

廃棄物の処理は、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るために廃棄物処理法の定めにより適正に行わなければなりません。

廃棄物処理法では、事業系の廃棄物の事業者処理責任が規定されています。

事業者の責務(法第3条)

- ①事業者は事業活動から生じた廃棄物を自らの責任で適正に処理しなければなりません。
- ②廃棄物の再生利用等によりその減量に努めなければなりません。
- ③製造、加工、販売等の段階から、製品・容器等が廃棄物になった時のことを考え、処理が困難にならないようにしなければなりません。
- ④廃棄物の減量や適正処理のために国や地方公共団体の施策に協力しなければなりません。

事業者の産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る処理 (法第12条、法第12条の2)

事業者※1▶ 自己運搬 産業廃棄物処理基準(令第6条)^{※2} 遵守 自己処理 特別管理産業廃棄物処理基準(令第6条の5)*2 他人に委託 (委託基準) 収集運搬業者、処分業者等 運搬までの保管 遵守 産業廃棄物保管基準(規第8条) 特別管理産業廃棄物保管基準(規第8条の13) 産業廃棄物処理施設等設置事業者 配置 産業廃棄物処理責任者 技術管理者 特別管理産業廃棄物排出事業者 ▶ 有資格者から任命 ▶ 特別管理産業廃棄物管理責任者 運搬 帳簿記載義務 処分 年月日、方法、量等 保存5年 都道府県知事 産業廃棄物多量排出事業者 処理計画・実施状況提出 (政令市長) 減量・処理 (処理計画作成) (公表)

- ★ 県外産業廃棄物の搬入については、県条例により、県との間で事前協議をすることとされています。
- ※1 平成30年4月施行の改正廃棄物処理法により、二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例制度が 設けられました。(詳細はP19~20)
- ※2 処理基準は(特別管理)産業廃棄物処理業者にも適用されます。